

北海道旅客鉄道株式会社 公告第 6 号

◎身体障害者旅客運賃割引規則の一部改正について（適用日：平成 31 年 4 月 1 日）
身体障害者旅客運賃割引規則（昭和 62 年 4 月北海道旅客鉄道株式会社公告第 4 号）の一部
を次のように改正し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

令和元年 7 月 17 日

北海道旅客鉄道株式会社
代表取締役社長
島田 修

第 2 条第 1 項本文の次に次を加える。

（注）身体障害者手帳の様式は、次のとおりである。

「身体障害者手帳の様式等について」（平成 31 年 3 月 29 日障発 0329 第 31 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）により示された様式

ア 紙様式（例）

(第一面)

7.5cm

11.4cm

身体障害者手帳

都道府県（市）名

(第二面)

3cm

4cm

写真

都道府県（市）第 号

氏名

住所

年月日交付

年月日生

旅客運賃割引規則

第 1 種 身体障害者

都道府県（市）

印

(第三面)

注	住所や氏名が変わったときは、速やかに変更の届けを出してください		
本人の欄	現住所	転入年月日	又は福祉事務所の長又は町村長の印

(第五面)

障害者名
身体障害者等級表による級別
級

イ カード様式

(表)

(裏)

同条第2項の次に次を加える。

- 3 第1種身体障害者及び第2種身体障害者の別については、身体障害者手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄の記載により確認することができる。